

### 新型コロナウイルスに感染した患者の確認について（25例目）最終報

4月10日に陽性が確認された新型コロナウイルス感染患者（25例目）について、症状が改善し、退院基準<sup>\*</sup>を満たしたことから、4月25日に県内宿泊療養施設から退所されましたのでお知らせします。下線部が追加変更部分です。

患者 25	1 年代	30歳代		
	2 性別	男性		
	3 職業	会社員		
	4 居住地	尼崎市		
	5 症状、経過	4月 1日	息苦しさあり	
		4月 8日	発熱、咳、頭痛あり	
		4月 9日	尼崎市帰国者・接触者外来を受診し、検体を採取	
		4月10日	PCR検査陽性確定。容体は安定	
4月11日		県内感染症指定医療機関に入院		
	4月17日	県内感染症指定医療機関から、県内宿泊療養施設に入所		
	4月25日	県内宿泊療養施設を退所		
6 行動歴	4月1日～3日はマスク着用の上、勤務 4日、5日は勤務なし 4月6日、7日はマスク着用の上、勤務 4月8日以降は自宅で過ごす。海外渡航歴なし			
7 濃厚接触者	<u>同居人2人。健康観察を終了。</u> <u>その他濃厚接触者はなし。</u>			
8 その他	勤務先で感染者あり			

※退院基準(令和2年2月18日付健感発0218第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知一部改正 令和2年4月2日付健感発0402第1号(抜粋))

37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向であることに加え、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。

上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。